

# 平成26年度 鎌ヶ谷市立第四中学校いじめ防止基本方針

生徒指導部

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法第1条等より）

## 1. いじめ防止等に対する基本姿勢

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ①いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての生徒が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

### ②学校及び学校の教職員の責務

- ・生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

### ③生徒の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

## 2. 生徒指導部会

### ①組織の構成

この組織は、日常は生徒指導全般について話し合うが、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

#### ■ 日常的な業務

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭

#### ■ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長・教頭・生徒指導主任・関係学年主任・担任・関係学年職員、その他必要に応じて、教育相談担当、部活動顧問、スクールカウンセラー等

### ②組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

## 3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

別紙の表を参照

## 4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

#### ■ 安心・安全な学校生活

- ・いじめゼロ宣言
- ・授業中の規律の徹底（チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）
- ・基本的な生活習慣の確立

- ・ 教室環境の整備
- ・ 学級経営の充実
- ・ 教職員の不適切な発言や体罰に対しての留意
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
  - ・ 自己決定の場がある授業づくり
  - ・ 生徒に自己存在感を与える場面のある授業づくり
  - ・ 共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
  - ・ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助
  - ・ 教職員による相互の授業参観の実施
- 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成
  - ・ 道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
  - ・ 生活記録ノートを活用
  - ・ ピアサポートの実施
  - ・ 体験学習の実施（修学旅行・ホワイトスクール・職場体験等）
  - ・ 一斉道徳
  - ・ あいさつ運動の実施
  - ・ 異学年交流
- いじめに対する正しい知識
  - ・ インターネットやスマホ等の利用に関する情報モラルの周知
  - ・ 発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施

## 5. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- アンケート調査（年3回【7月・12月・2月に実施】）
- 個別面談や教育相談の実施（年2回【6月・11月に実施】）
- 保護者との連携
  - ・ 家庭訪問の実施（4月に実施）
- 教職員間における情報の共有
  - ・ 学年会での情報の共有
  - ・ 生徒指導部会での情報の共有
  - ・ 授業時間外の生徒の様子の確認
  - ・ 問題兆候の把握
- 教職員によるいじめに関する研修会の実施

## 6. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
  - ・相談箱の設置（職員室前廊下に設置）
  - ・スクールカウンセラーへの相談
  - ・養護教諭への相談
  
- 学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知
  - ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
24時間いじめ相談ダイヤル ※文部科学省	0570-0-78310（なやみ言おう）
子どもの人権 110番 ※法務局	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

## 7. いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

### ①対応の流れ

- ・いじめを受けた生徒といじめを知らせてくれた生徒の安全確保
- ・事情聴取
  - （原則として、いじめられた生徒→周囲にいた生徒→いじめた生徒の順に行う）
- ・生徒指導部会の緊急会議（方針の明確化）
- ・関係職員による適切な指導

- ・ 保護者への連絡と協力要請
- ・ 関係機関、専門機関との連携
- ・ 教育委員会への報告

## ②いじめ問題に対する指導

- ・ いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応
- ・ いじめた生徒に対する毅然とした対応での指導
- ・ 全生徒への指導
- ・ 保護者への対応（速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する）
- ・ いじめた生徒に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ・ 該当の保護者・家庭との連携
- ・ 地域や関係機関との連携

## ③重大事態への対処について

### 重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。  
※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・ 拡大生徒指導部会の招集（緊急会議）
- ・ 警察や関係機関との連携

## 8. 公表・点検、評価等について

- ・ 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・ 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・ 評価を分析し、取組の見直しをする。